

上尾市  
上尾市消防本部  
上尾市水道事業 訓令第3号  
上尾市議会  
上尾市教育委員会

本 出 先 機 関  
上尾市消防本部  
上尾市上下水道部  
上尾市議会事務局  
上尾市教育委員会事務局  
市立教育機関  
上尾市内部統制推進委員会

上尾市内部統制推進委員会設置規程を次のように定める。

令和7年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市消防長 中山 一之

上尾市長 畠山 稔

上尾市議会議長 田中 一崇

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

## 上尾市内部統制推進委員会設置規程

### (設置)

第1条 本市における内部統制を全庁的かつ総合的に推進するため、上尾市内部統制推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づき、本市が行う事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することをいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 内部統制に関する方針（地方自治法第150条第2項の方針をいう。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 内部統制に関する取組の推進に関すること。
- (3) 内部統制の評価に関すること。
- (4) その他内部統制の推進に関し必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 委員長は、市長とする。

2 副委員長は、副市長の職にある者及び教育長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

市長政策室長	行政経営部長	総務部長	こども未来部長	健康福祉部長
市民生活部長	環境経済部長	都市整備部長	上下水道部長	
消防長	議会事務局長	教育委員会事務局	教育総務部長	教育委員会事務局
学校教育部長				